

令和4年度 五ヶ瀬川学識者懇談会

# 五ヶ瀬川学識者懇談会について

令和5年3月2日

国土交通省 延岡河川国道事務所

# 五ヶ瀬川学識者懇談会の目的

1. **整備計画内容の点検を継続的に実施**する。
  - 流域の社会情勢の変化、地域の意向
  - 事業の進捗状況及び見直し
  - 河川整備に関する新たな視点（流域治水プロジェクト等）など
2. 整備計画変更の必要性が生じた場合に  
変更原案に対して意見を伺う
3. 内容の点検の中において、一定期間（5年）経過した事業や再評価の実施の必要性が生じた場合等に実施する事業再評価（継続や見直し等）や事業完了後5年以内に実施する事後評価についての審議を行う

# これまでの経緯と今回の懇談会について

五ヶ瀬川水系河川整備計画 策定(平成20年2月)

平成28年 五ヶ瀬川学識者懇談会

- ✓ 河川整備計画の点検
- ✓ 五ヶ瀬川直轄河川改修事業における事業再評価
- ✓ 五ヶ瀬川総合水系環境整備事業における事業再評価

令和3年 五ヶ瀬川学識者懇談会

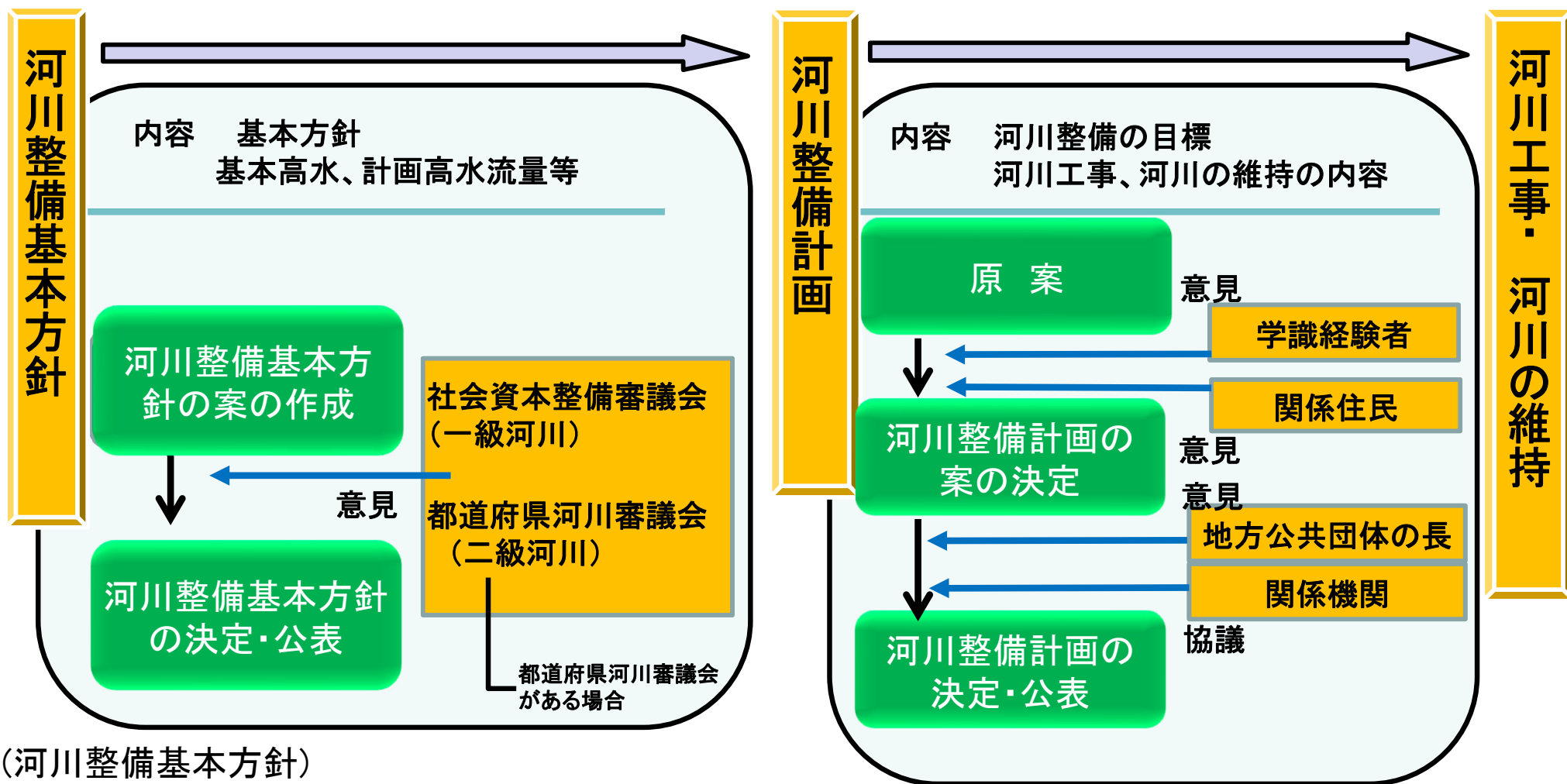
前回

- ✓ 河川整備計画の点検
- ✓ 五ヶ瀬川直轄河川改修事業における事業再評価
- ✓ 五ヶ瀬川総合水系環境整備事業における事業再評価

令和4年 五ヶ瀬川学識者懇談会

今回

- ✓ 河川整備計画の点検



## (河川整備基本方針)

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持(次条において「河川の整備」という。)についての基本となるべき方針に関する事項(以下「河川整備基本方針」という。)を定めておかなければならない。

## (河川整備計画)

第16条の2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画(以下「河川整備計画」という。)を定めておかなければならない。